

鎌 総 第 1656 号

令和 2 年 (2020 年) 9 月 14 日

鎌倉市議会議長

久 坂 く に え 様

鎌倉市長 松 尾



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。

事務担当

総務課総務担当 (内線2242、2243)



|        |   |
|--------|---|
| 議会受付番号 | 文書質問第6号                                   |
| 質問者    | 長嶋 竜弘 議員                                  |
| 答弁する者  | 市長<br>(行政経営部 庁舎整備課)<br>(まちづくり計画部 深沢地域整備課) |

## 文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項の規定に基づく文書質問第6号の質問について、次のとおり答弁いたします。

### 1 質問の内容

文書質問第4号において「答弁拒否」が行われた。市民に付託された代表である議員が、議会基本条例に基づいて行った「文書質問」に対する「答弁拒否」が行われた事は由々しき事態であるので再度質問する。

①文書質問第3号では、「掘り込み河道」だと周辺地域に甚大な被害を与える恐れが無いと言う意味か？と質問したのであって、「掘り込み河道の溢水」と「堤防決壊」との比較を聞いたのではない。聞いた質問に答えて頂きたい。

②当該地は、気候非常事態で計画規模を超える降雨が頻繁に発生している状況の中で、そのような危ない場所であると言う事を前提に整備を行おうとしている事になり、それが【災害に強いまちづくり】だと言っている事になるがそれで良いのか？との質問にも答えていない。ハザードマップを配布して危険性を周知している意味を防災安全部と確認する事と、国土交通省の「気候変動を踏まえた水害対策検討小委員会」の答申の内容を理解した上で答弁願いたい。

③「流水の早い浸水とはならず」「家屋倒壊等も起こりにくい」「浸水が広がるスピードは緩やか」「水位の上昇も急激にはならない」と答弁しているが、線状降雨帯のスコールライン型、バックビルディング型、バックアンドサイドビルディング型等の現象による時空間スケールの小さな豪雨等が昨今多発する中、バックウォーター現象、内水氾濫等が発生しやすくなっており、特に都市型水害は急激に水位が上がる可能性が高いはずであり、これは添付の国土交通省の簡単な資料でも確認できる。「浸水が広がるスピードは緩やか」「水位の上昇も急激にはならない」と言うのは、事実誤認（又は虚偽）答弁しているのではないか？

また、「家屋倒壊等も起こりにくい」と記載されているがこれは完全な虚偽答弁である。特定都市河川浸水被害対策法にもとづき、柏尾川は大半が「家屋倒壊等氾濫想定区域（河

岸浸食)」に指定されている。更に新川合流地点から下流は「家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）」に指定されている。家屋倒壊がおこりにくいならなぜ指定されているのか？特定都市河川浸水被害対策法をどのように理解して答弁しているのか？

④武田内閣府特命担当大臣、小泉環境大臣の共同メッセージの「危ない土地には住まない」「自然の機能を活用する」など「災害をいなく防災」を重視して、今後の人口減の状況も鑑みて、新たな都市開発を抑制する、既存住宅を移転する、など「災害危険エリアからの戦略的な撤退を進めるべきだ」としているの、鎌倉市はこの国の方針とは異なる方向性で深沢地域整備事業を進めようと考えている事になるが、そういう事で良いか？と質問しているが、共同メッセージの他の部分の趣旨を引用して、国の方針に合致していると答弁しているが、国の方針とは合致していない事は明白な事実ではないのか？

⑤深沢地域整備事業用地は、市内の他の地域との比較において、地震、津波、洪水、土砂災害など想定できる災害因子を複合的に考慮した場合、災害リスクが小さい地域であると記載されているが、これも虚偽答弁である。水害については危険な地域である事はハザードマップからも明白である。地盤がゆるく地震の揺れや液状化に対しては弱い土地であるのはボーリング等のバックデータからも明白である。本庁舎建設予定地は水はげが悪い事は多くの市民が知っている周知の事実であり、この事は「スマートシティ形成に向けた研究 P69」に記載の「大局的には北方から南方への河川流動に伴った地下水流動が存在すると考えられる」との記述からもわかるとおり、地下水流動が存在しており、地盤が軟弱である事は明白である。緊急交通路指定想定路も隣接はしておらず、旧鎌倉地区との行き来もトンネルを通らないと行かれない地形であるので、がけ崩れが発生したら、行き来が出来ない状況になる。モノレールも震度の大きい地震にはどの程度耐えられるかが明確ではないので、交通が遮断される可能性があり、当該地は陸の孤島になる可能性もある。地震、津波、洪水、土砂災害など想定できる災害因子を複合的に考慮した場合、災害リスクが小さいのは、野村総合研究所跡地、また現本庁舎の方が津波も浸水しないので、リスクが少ないのはバックデータからも明白ではないのか？きちんとしたバックデータを元に説明願いたい。

⑥令和元年度台風第 15 号・19 号の被害状況、現在発生している令和 2 年度 7 月豪雨の被害状況、などの昨今の気候変動によって甚大な被害が発生している況下においても、【深沢地域まちづくり方針実現化検討委員会の防災部会】で出した見解は変わらないか、後で議会において説明ができるような、責任あるご見解を全委員の皆様にご確認頂きご答弁願う。と質問しているが、「令和 2 年度 7 月豪雨の被害状況」についての見解の答弁が記載されていないので回答願う。

以上、国土交通省の「気候変動を踏まえた水害対策検討小委員会」の答申の内容、防災安全部と様々な回答の摺合せをしたうえでご回答頂くようお願いする。

## 2. 質問の理由

答弁拒否をした事は由々しき問題である。よって、答弁拒否をした事が間違いであった事を証明する為に再度質問する。

## 3 答弁

文書質問第4号答弁書では、「文書質問第3号答弁書は聞いたことにきちんと答えていないので、再度答弁を求める」という質問に対し「文書質問第3号答弁書は、『質問の内容』に記された個々の質問項目に対する市の見解を答弁したものです」と答弁しています。また、「事実誤認もしくは虚偽と思われる答弁内容が散見されるので、答弁の訂正を求める」との質問に対し「答弁の内容は、自然災害や地形に係る客観的事実及び鎌倉市深沢地区まちづくり方針実現化検討委員会において専門家から得た見解等に基づくものであり、事実誤認や虚偽の答弁は行っておりません」と答弁しています。よって、文書質問第4号において「答弁拒否」は行っておりません。

- (1) 文書質問第3号答弁書では、堤防決壊等の場合と比較する論旨で答弁した文書質問第2号答弁書の記述に対して「この【考慮に入れる必要】とはどういう意味か？『掘り込み河道』だと周辺地域に甚大な被害を与える恐れが無いと言う意味か？」とのご質問でしたので、堤防決壊との比較の論旨で答弁したものです。

河川からの洪水浸水が周辺地域に与える被害の程度は、河川の形状のほか、降雨量、流域の地理的条件など様々な要素の影響を受けるものと認識しています。また、一口に「掘り込み河道」と言っても、規模や流量、流域の高低差、周辺の気象特性など、状況は千差万別であると捉えています。よって、河川構造が掘り込み河道であることのみをもって一律に、周辺地域に甚大な被害を与える恐れが全くないとは言えませんが、深沢地域整備事業用地付近の柏尾川につきましては、文書質問第3号答弁書に記載のとおり「掘り込み河道の河川からの溢水の場合、堤防決壊の場合とは異なり、流速の速い浸水とはならず、家屋倒壊等も起こりにくい」と認識しています。

- (2) 洪水浸水被害対策としては、深沢地域整備事業の土地区画整理事業における造成の考え方は、年超過確率 1/100 の計画規模の降雨を一つの基準としており、計画規模である 24 時間当たり 302mm の降雨に対し、浸水が発生しない地盤高を確保する計画となっています。当該事業区域は、鎌倉市深沢地区まちづくり方針実現化検討委員会からの答申でも「市内の他の地域との比較において、地震、津波、洪水、土砂災害など想定できる災害因子を複合的に考慮した場合、災害リスクが非常に小さい地域」であり、「今後新たに基盤整備と施設整備を行う地域であるため、減災や被災後の早期復旧、受援力の強化等を目指したまちづくりが可能である」との評価を得ております。また、国の社会資本整備審議会が公表した「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について

て」の答申においては、「水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫」として、「市街化調整区域における浸水想定区域等のうち人命に危険を及ぼす可能性が高いエリアにおける住宅等の開発許可の禁止や厳格化」、「より水災害リスクの低い区域への居住の誘導」を推進する必要性に言及していますので、この記述からも深沢地域整備事業用地は、まちづくりに適さないまでの「危ない場所」には当たらないと考えています。これらのことから、深沢地域整備事業においては、ハード・ソフト両面からの対応により災害に強いまちづくりが可能であると考えています。なお、年超過確率 1/1000 の想定最大規模の浸水想定とは、どのような被害が生じる可能性があるかを正しく認識し、災害発生時の避難や事後対応のあり方を考えるためのものであると認識しています。

- (3) 鎌倉市深沢地区まちづくり方針実現化検討委員会からの答申では、堤防の決壊と掘り込み河道からの溢水とを比較した場合、掘り込み河道の方が「浸水が広がるスピードは緩やか」であり「水位の上昇も急激にはならない」との見解を得ています。文書質問第 3 号答弁書の記載は、この見解を踏まえた市の認識を答弁したものであり、虚偽答弁を行ったものではありません。

また、特定都市河川浸水被害対策法は、都市部を流れる河川の流域において流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備等の対策を推進することを目的とした法律であり、家屋倒壊等氾濫想定区域図は水防法により公表された、年超過確率 1/1000 の想定最大規模の降雨に対し、洪水時に家屋の倒壊、流出の恐れがある範囲を示したものです。家屋倒壊等氾濫想定区域の指定は、平時から水害リスクを認識し、被害を軽減するために指定がなされているものと認識していますが、防災部会において各種ハザード情報や現地の護岸整備状況に係る説明等を踏まえた検討を行った結果、現状の柏尾川の形状であれば、深沢地域整備事業用地西側部分における河岸浸食のリスクは低く、引き続き護岸の整備点検を十分に継続することが重要であるとの見解を同委員会から得ています。文書質問第 3 号答弁書の記載は、この見解を踏まえた市の認識を答弁したものであり、虚偽答弁を行ったものではありません。

- (4) 武田内閣府特命担当大臣と小泉環境大臣の共同メッセージには、インフラ整備と土地利用に係る考え方として、「危ない土地には住まない」という発想を持つべきことや、災害リスクの高い場所では新たな開発を抑制し、既存住宅等の移転を促進するなど、災害危険エリアからの戦略的な撤退を進めるべきである、と述べられています。洪水浸水被害対策としては、深沢地域整備事業の土地区画整理事業における造成の考え方は、年超過確率 1/100 の計画規模の降雨を一つの基準としており、計画規模である 24 時間当たり 302mm の降雨に対し、浸水が発生しない地盤高を確保する計画となっています。当該事業区域は、鎌倉市深沢地区まちづくり方針実現化検討委員会からの答申でも「市内の他の地域との比較において、地震、津波、洪水、土砂災害など想定できる災害因子を複合的に考慮した場合、災害リスクが非常に小さい地域」であり、「今後

新たに基盤整備と施設整備を行う地域であるため、減災や被災後の早期復旧、受援力の強化等を目指したまちづくりが可能である」との評価を得ております。また、共同メッセージと同時期に国の社会資本整備審議会が公表した「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」の答申においては、「水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫」として、「市街化調整区域における浸水想定区域等のうち人命に危険を及ぼす可能性が高いエリアにおける住宅等の開発許可の禁止や厳格化」、「より水災害リスクの低い区域への居住の誘導」を推進する必要性に言及していますので、この記述からも深沢地域整備事業用地は、共同メッセージに述べられている「危ない土地」、「災害危険エリア」には当たらないと考えています。なお、共同メッセージでは「包括的な対策を通じて目指す社会は、災害は生じるものとして被害を最小限にするとともに、被害を受けてもより強靱で魅力的な地域に回復する、弾力的かつ安全・安心で持続可能な社会、いわば『災害をいなし、すぐに興す』社会である」としており、ハードとソフトを組み合わせることで災害に対応していく市の考え方は、国の方針に合致していると考えています。

- (5) 御指摘の答弁は、周辺地域に関係する、津波、洪水浸水、家屋倒壊、液状化、土砂災害、交通ネットワーク等に係る、様々な出典からの資料を共有した上で、学識者が科学的知見を示した防災部会における検討を受けた鎌倉市深沢地区まちづくり方針実現化検討委員会の答申に基づく市の見解であり、虚偽答弁ではありません。洪水浸水被害対策としては、深沢地域整備事業の土地区画整理事業における造成の考え方は、年超過確率 1/100 の計画規模の降雨を一つの基準としており、計画規模である 24 時間当たり 302mm の降雨に対し、浸水が発生しない地盤高を確保する計画となっています。一方、年超過確率 1/1000 の想定最大規模の降雨に対しては浸水が想定されていますが、想定される浸水を十分に周知した上で、減災の取り組みや被災後の復旧を少しでも早めるための対策に注力することにより、災害に強いまちづくりが可能であると考えています。

また地盤については、平成 23 年度に市が実施した液状化の検討調査の結果では、ボーリング調査を行った 6 箇所中、5 箇所は液状化せず、残りの 1 箇所、柏尾川沿いの街区においても「液状化の可能性はあるが危険度は低い」との結果を得ています。

なお、本庁舎整備予定地の検討経過における、深沢地域整備事業用地、野村総合研究所跡地及び現在の本庁舎所在地の災害リスクの比較については、土砂災害ハザードマップによれば、現在の本庁舎所在地である鎌倉地域及び野村総合研究所跡地はその周辺を全て土砂災害警戒区域に囲まれており、特に野村総合研究所跡地については、唯一のアクセスルートである北側前面道路の大部分が土砂災害警戒区域となっています。また、地震発生時には、湘南モノレール（公共交通）の運行にも一定のリスクが生じる可能性があると考えますが、がけ崩れを伴う災害発生を想定する場合は、線路の大半が土砂災害警戒区域と並行している鎌倉駅から北鎌倉駅の区間において JR 横須賀線が通常運行できなくなる可能性についても、同じく公共交通の運行リスクとして考

慮すべきであると考えます。これらのリスクを考慮に含めれば、「陸の孤島になる可能性」がより高い場所は、鎌倉地域との間のアクセスルートにリスクを有する深沢地域整備事業用地ではなく、周囲の道路啓開が完了するまでの間、他の全ての地域との行き来ができなくなるリスクを有する現在の本庁舎所在地及び野村総合研究所跡地であり、質問中の「がけ崩れが発生したら、行き来ができない状況になる」、「当該地は陸の孤島になる可能性もある」との御指摘は、現在の本庁舎所在地及び野村総合研究所跡地においてより危惧すべき事象であると考えます。次に、現在の本庁舎の建物は「津波も浸水しない」との御指摘については、津波浸水想定区域に含まれていないという点においては深沢地域整備事業用地と同様ですが、本庁舎自体に津波浸水による被害が発生せずとも、鎌倉地域では若宮大路を中心に波力による甚大な被害も受けながら「陸の孤島」となり、鎌倉地域から他の地域への移動に著しい制約が発生し、全市的な災害応急対策活動が困難となる可能性があります。なお、本庁舎整備予定地の選定に当たりましては、前述のような特定の災害因子のみを考慮した検討を行ったものではなく、本庁舎等整備基本構想 第3章 災害リスクの再検証と本庁舎整備（本編 P. 20～35 及び参考資料 P. 参3～参12）に記述のとおり、「液状化」、「土砂災害」、「津波による浸水」、「洪水による浸水」及び「内水氾濫による浸水」といった様々な災害リスクに関する最新の資料に基づき、それら災害リスクの再検証を行った結果（P. 33）及び防災面から見た本庁舎整備の考え方（P. 34～35）を踏まえ、防災面に対し総合的に考慮し、「深沢地域整備事業用地（行政施設用地）における、本庁舎と消防本部や総合体育館の連携、隣接する公園・グラウンド（災害時におけるスペースの有効活用）の活用などを考慮した場合、現在地よりも深沢地域整備事業用地（行政施設用地）に本庁舎を整備する方が防災面で優位性があり、防災拠点として機能します」（本庁舎等整備基本構想 抜粋）との結論に至ったものです。一方、野村総合研究所跡地の災害リスクにつきましては、津波浸水、洪水浸水の想定はないものの、土砂災害警戒区域指定があるほか、北側の道路が「市民からの意見による道路冠水箇所」（内水ハザードマップ）となっています。また、敷地中心部に至る主たるアクセスルートが道路橋であることや、敷地内に広大な緑地や約 60m の高低差が含まれている地理的条件につきましても、災害リスクにつながる要因として考慮する必要があると考えます。

- (6) 鎌倉市深沢地区まちづくり方針実現化検討委員会防災部会からの報告書において、計画規模を超える降雨に対しては、想定される浸水を十分に周知した上でソフト対策を図ることが重要である旨の見解を得ています。文書質問第3号答弁書には、「令和元年の台風19号による被害が発生した後に、同台風の被害状況を踏まえたとしても、報告書の考え方は基本的に変わりようがないとの見解を得ている」旨を記載していますが、これは、毎年発生する個々の降雨被害の状況を踏まえたとしても、計画規模を超える降雨に対する基本的な考え方が変わるものではないということを確認したものです。よって、令和2年7月の降雨被害の状況を踏まえた場合においても、この基本的な考え方が変わることはありません。